

○原子力規制委員会規則第十六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三條の三の二十二第一項及び第四十三條の三の二十四第一項の規定に基づき、實用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月十四日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

實用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

實用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を別表により改正する。この場合において、条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十四第一項の規定による認可を受けている者に対するこの規則による改正後の实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新实用炉規則」という。）第八十四条の二並びに第九十二条第一項第二十一号の二及び同条第三項第十八号の二の規定の適用については、平成三十年十二月三十一日まで（この規則の施行の際現に原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二条第一項の規定による保安規定の変更の認可を申請している者で平成三十年十二月三十一日までに当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分を受けていないものにあつては、当該処分がされる日まで）の間は、なお従前の例による。ただし、この間に行われる法第四十三条の三の二十四第一項の規定による認可（新实用炉規則第九十二条第一項第二十一号の二又は同条第三項第十八号の二に掲げる事項に係るものに限る。）については、この限りでない。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>第八十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>三 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。</p> <p>四 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>イ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ハ ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

〔一〕二十一 略

二十一の二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

〔二十二〕二十八 略

2 〔略〕

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

〔一〕十八 略

十八の二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

〔十九〕二十七 略

〔4・5 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

〔一〕二十一 同上

〔号を加える。〕

〔二十二〕二十八 同上

2 〔同上〕

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

〔一〕十八 同上

〔号を加える。〕

〔十九〕二十七 同上

〔4・5 同上〕

[